



環管第1094号  
平成28年11月7日

港湾管理者  
徳島県知事 飯泉 嘉門 殿

徳島県知事 飯泉 嘉門



「徳島小松島港沖洲（外）地区整備事業」の事後調査報告書に対する意  
見について（通知）

徳島県環境影響評価条例第44条第1項の規定に基づき、当該事業については環境の保全  
について適正な配慮が必要であるため、次の措置を講ずることを求めます。

- (1) 人工海浜において、ルイスハンミョウの生息が維持されるよう、学識経験者の意見  
を聞き、今後の状況を見極めながら、定期的な調査の継続及び調査結果に基づいて必  
要な措置の実施に努めること。
- (2) 人工海浜における、人と自然とのふれあいの活動の場の利用方法等については、今  
後の状況を見極めながら、ルイスハンミョウの生息地との共存が図られるよう適切な  
管理に努めること。
- (3) 今後、ルイスハンミョウの生息環境に悪影響を及ぼさないよう、人工海浜に隣接す  
る四国横断自動車道等の事業者に対し、工事中及び供用後の環境影響の軽減等につい  
て要請を行うこと。